

雇用対策の関連施策について

主な福祉・介護人材確保対策①

福祉・介護人材の安定的な確保のためには、①待遇改善等による定着の促進を進めるとともに、②多様な人材の参入の促進を図ることが必要。

→ 平成20年度補正、平成21年度当初、平成21年度補正予算により、多年度にわたる総合的な対策を実施。

待遇改善等による定着促進

【20年度補正】

- ① 介護報酬のプラス3%改定による職員の待遇改善と介護保険料の上昇の抑制(1,154億円)
- ② 介護関係業務の未経験者を雇い入れた事業主への賃金助成(99億円)
- ③ 移動リフト等の介護福祉機器導入費用の助成(19億円)

【21年度当初】

- ① 雇用管理改善に関する業務を担う人材を雇い入れた事業主への賃金助成(18億円)
- ② 待遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成(2億円)
- ③ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託(7億円)
- ④ 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

【21年度補正】

- ① 介護職員の待遇改善に取り組む事業者へのさらなる待遇改善のための助成(4,000億円)
- ② 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成(緊急雇用創出事業3,000億円の内数)
- ③ 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修の実施(98億円の内数)

多様な人材の参入促進

- ① 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け(320億円)
- ② 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- ③ 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- ④ 福祉・介護の職場を体験する機会の提供(②～④:205億円の内数)

- ① 全国的主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化(7億円)
- ② 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施(51億円)
- ③ 都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組の支援(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

- ① 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練を委託して実施(緊急人材育成就職支援基金事業7,000億円の内数)
※平成21年10月16日の閣議決定において、3,534億円の執行停止が決定
- ② 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施(98億円の内数)
- ③ 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充(105億円の内数)

主な福祉・介護人材確保対策②

【福祉・介護の仕事に関する心を有する方々】

新規学卒者

地域住民

他産業からの離職者等

潜在的有資格者

【福祉・介護人材の供給機関】

(介護福祉士養成施設等)



(都道府県福祉人材センター、ハローワーク)



【福祉・介護の職場】



【職場への定着】



多年度にわたる総合的な
対策の実施

《多様な人材の参入促進》

20
補正

- 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅を伝えるための相談助言
- 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- 職場体験の機会の提供

21
当初

- 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施

21
補正

- 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練委託して実施
- 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充

《マッチング機能の強化》

- 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け

- 全国的主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化

- 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施

《待遇改善等を通じた定着促進》

- 介護報酬のプラス3%改定
- 介護関係業務の未経験者を雇い入れ助成
- 介護福祉機器導入費用の助成

- 雇用管理改善業務を担う人材を雇い入れた事業主への助成
- 处遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成
- 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施

- 介護職員の待遇改善に取り組む事業者へのさらなる待遇改善のための助成
- 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成
- 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修を実施

平成20年度2次補正、21年度当初・補正予算における福祉・介護人材確保対策

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予 算 額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予 算 額: (1) 205億円(下記①～④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2) セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業

平成21年度1次補正予算において実施（「新たな経済対策」）

福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

・ 要 求 額: 98億円

(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)

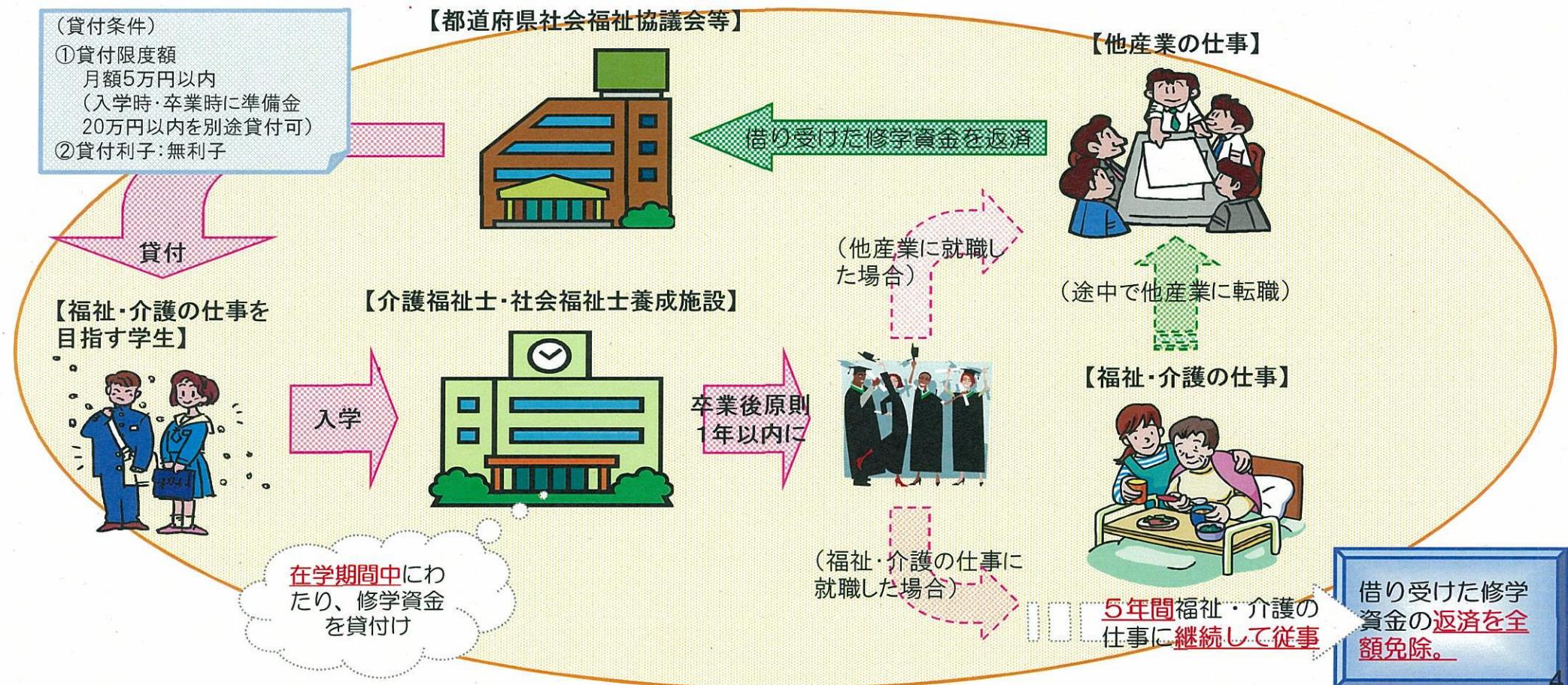
・ 補 助 率: 定額(10／10)

・ 実施主体: 都道府県

介護福祉士等修学資金貸付制度について

- 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等に就学を希望する学生へ修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充しました。
この制度は、養成施設等に在学期間中1ヶ月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。

(介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)



① 進路選択学生等支援事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。
※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))
- このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

(対象)

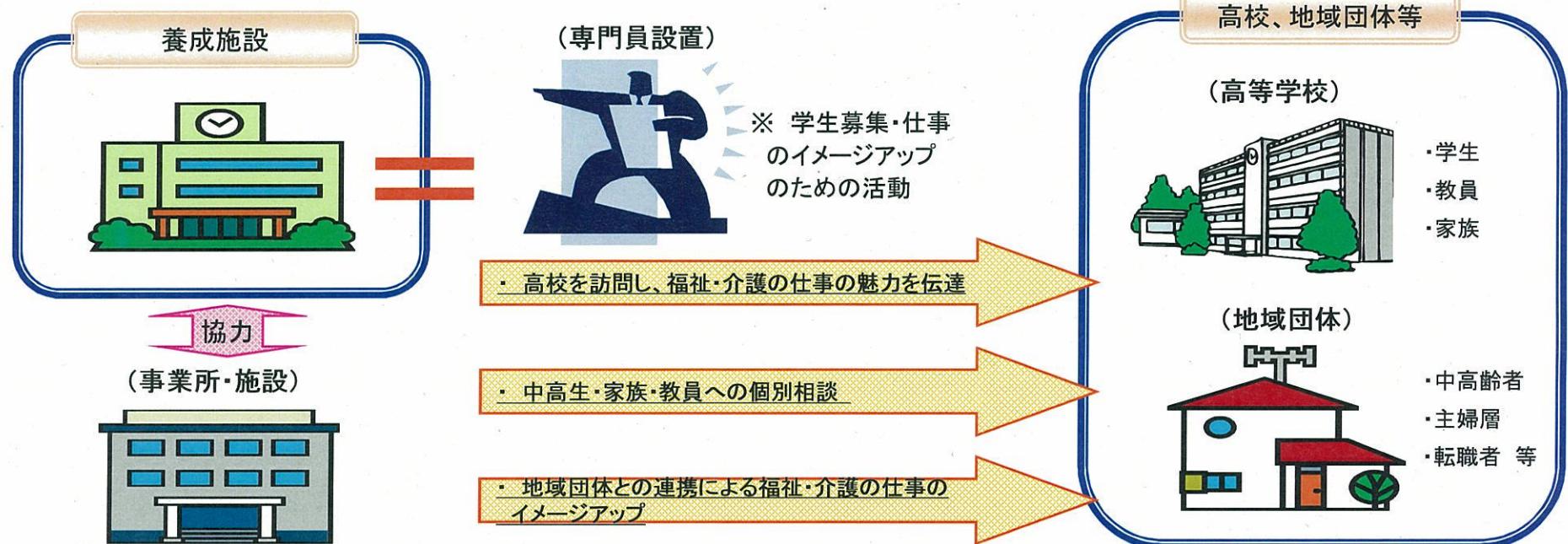
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

(活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

【イメージ】



② 潜在的有資格者等養成支援事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

○ 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、

① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修

※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)

② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修

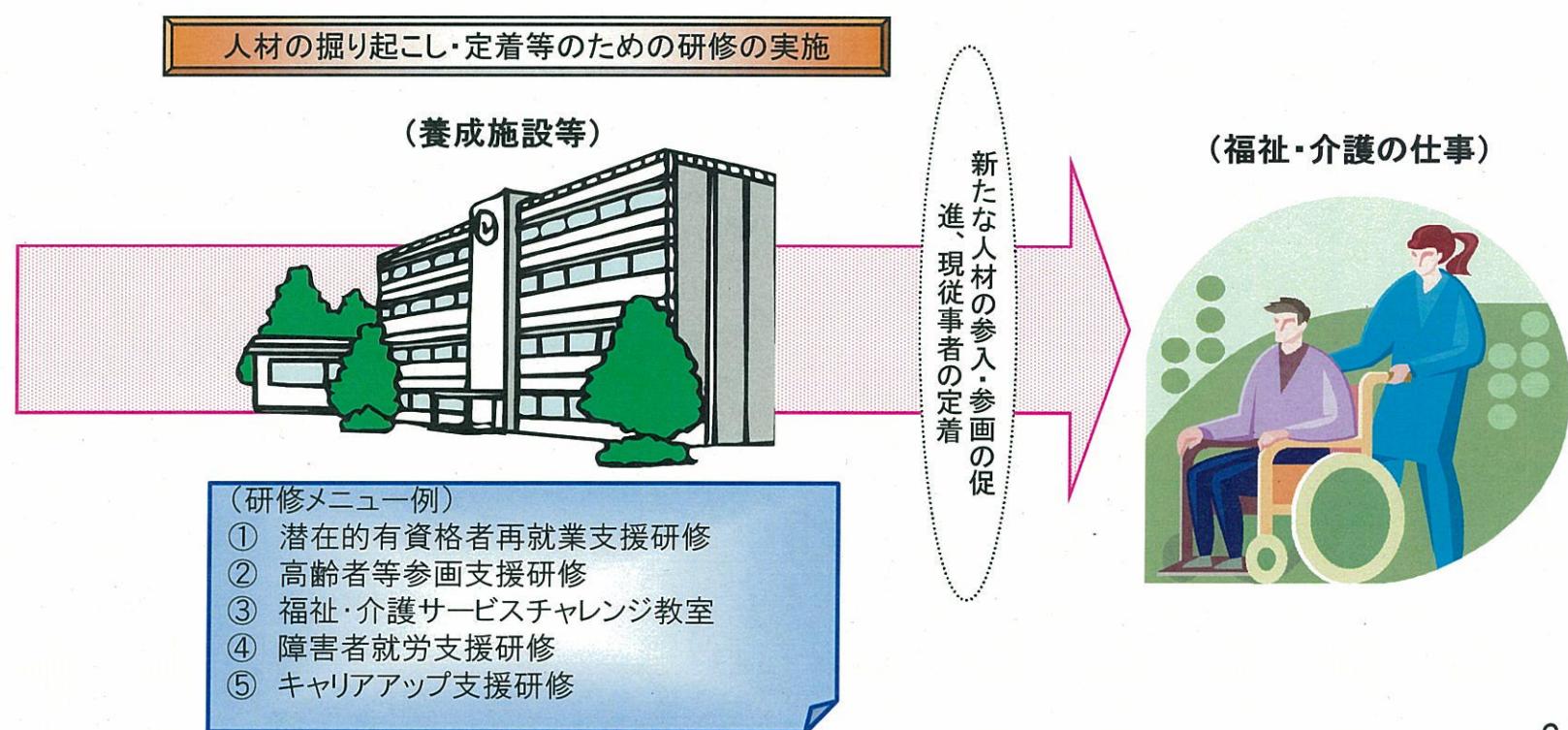
③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修

④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修

⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修

等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】



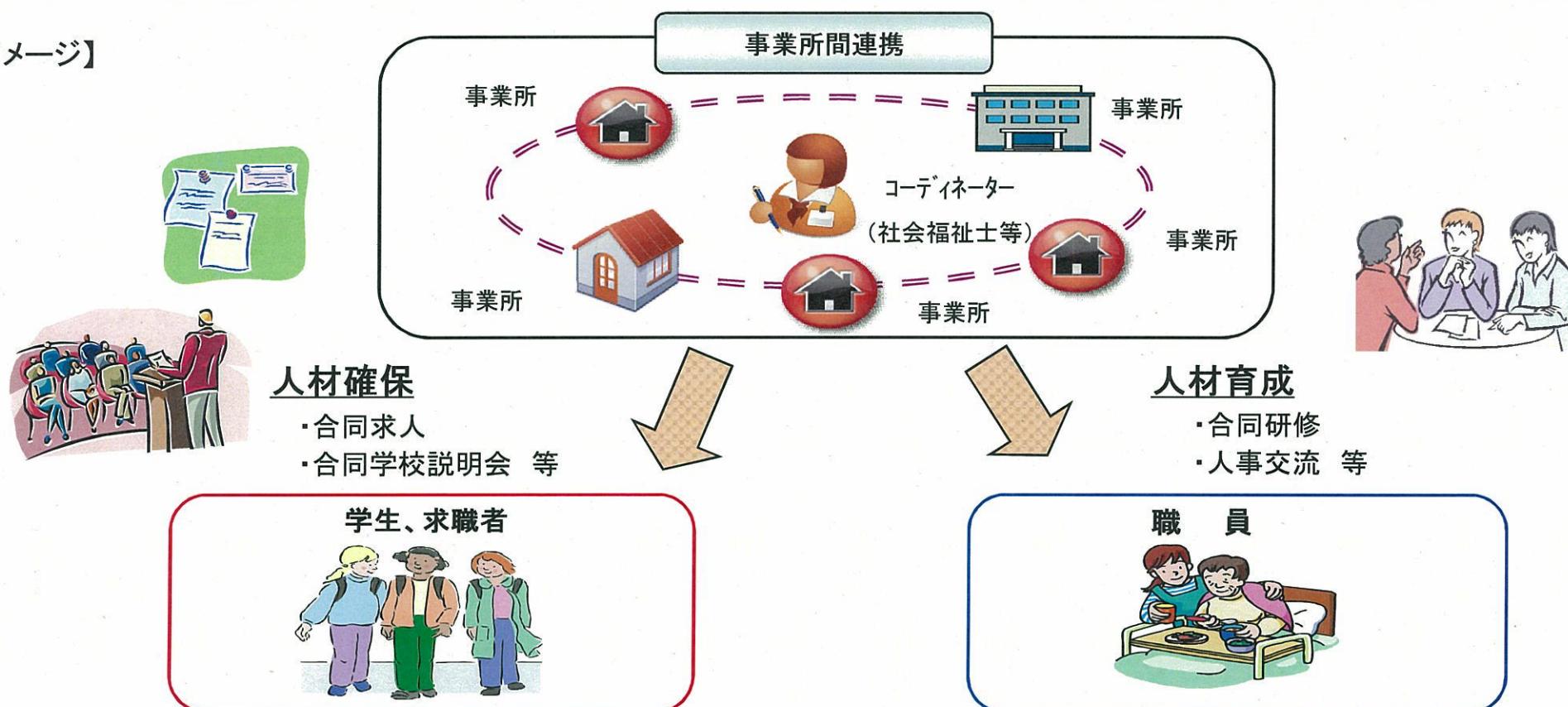
1都道府県当たり、
年間5,500人を想定。

③ 複数事業所連携事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
…従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

【イメージ】

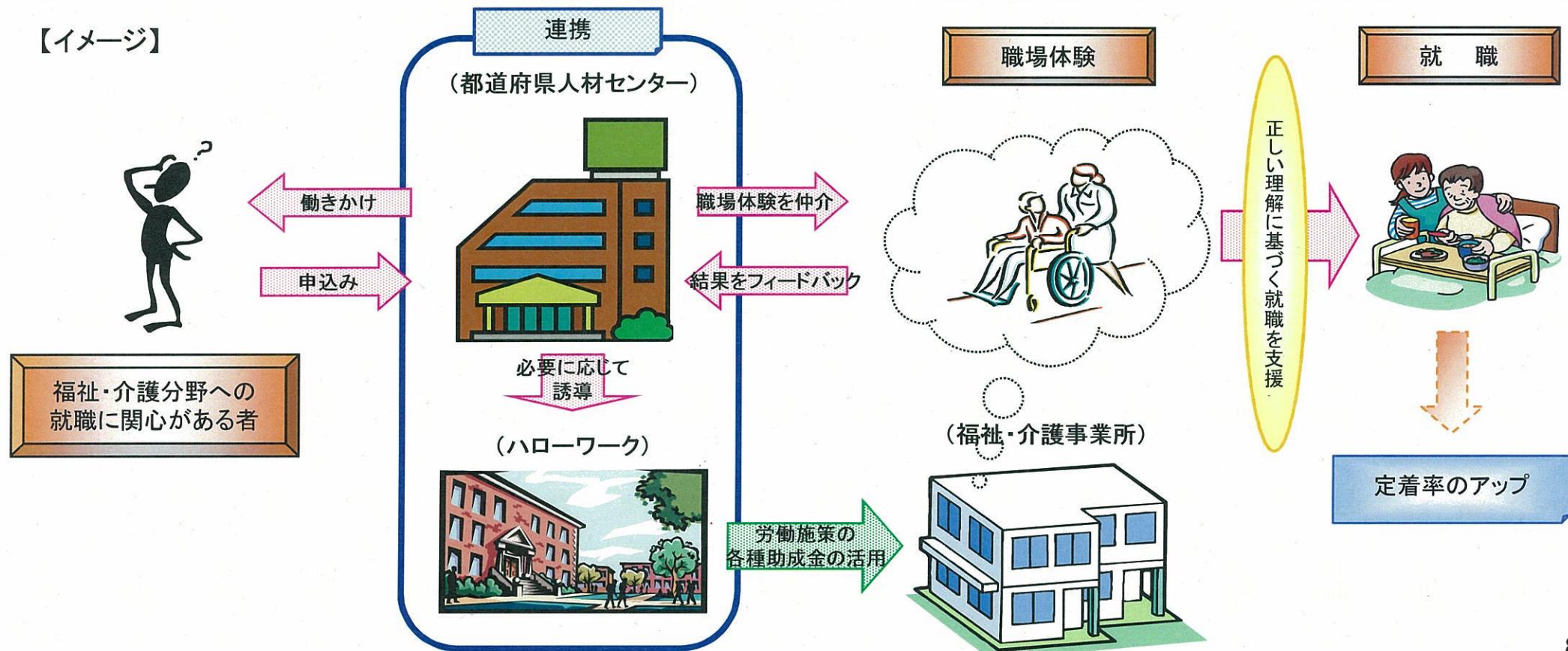


④ 職場体験事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知つてもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】

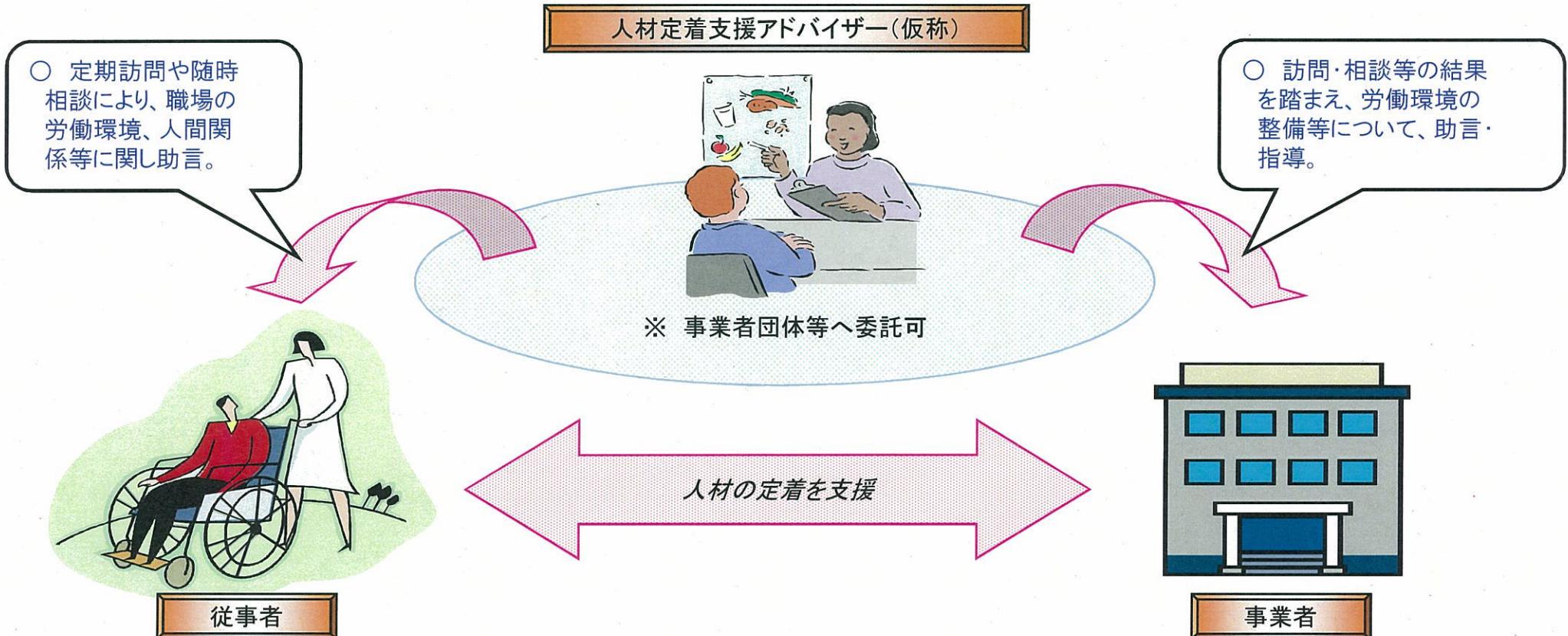


⑤ 福祉・介護人材定着支援事業（平成21年度予算）

目的

- 福祉・介護分野においては、離職率が約22%と全産業の平均(約16%)を上回っており、これら離職者のうち、約75%が3年未満で離職している状況。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、人材定着支援アドバイザー(仮称)を設置し、就職して間もない従事者等を個々にフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】

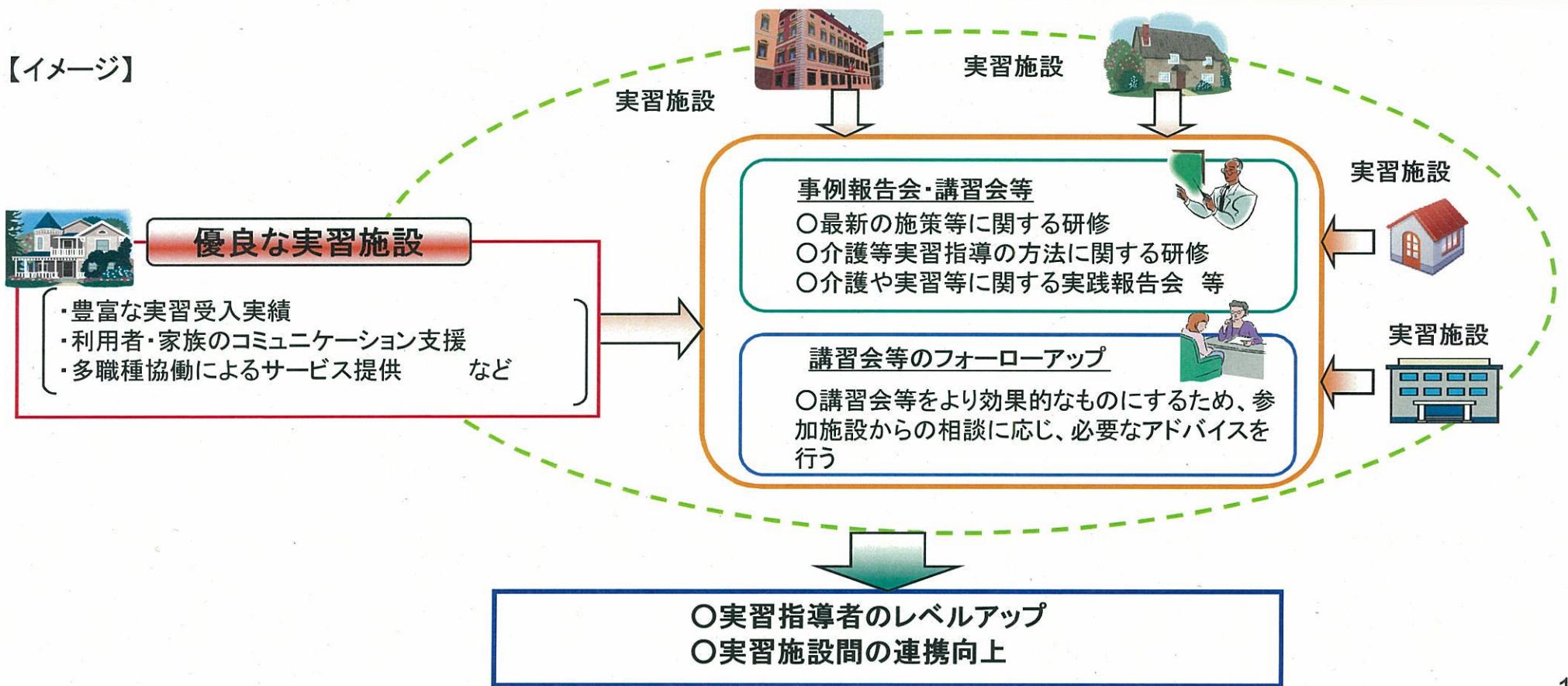


⑥ 実習受入施設ステップアップ事業（平成21年度予算）

目的

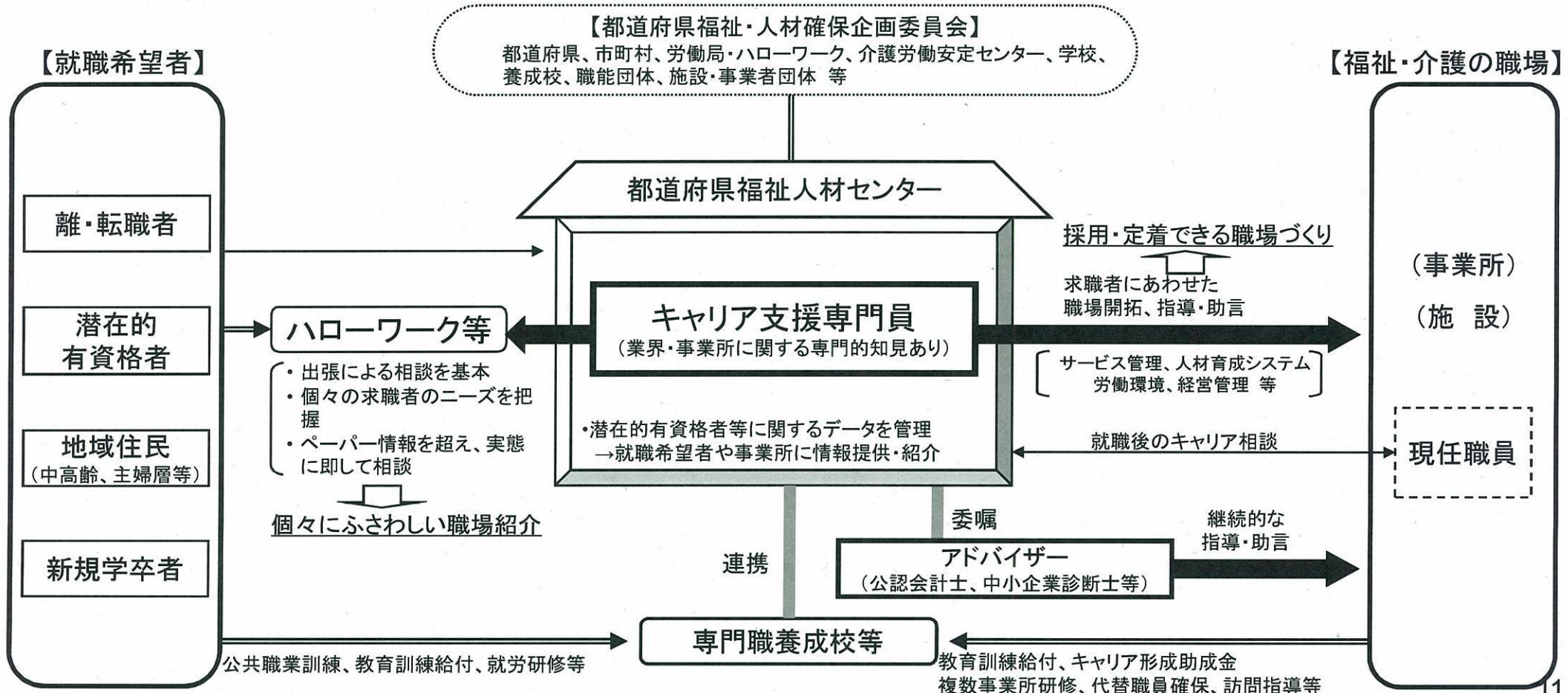
- 介護福祉士や社会福祉士の養成課程における実習は、実践を通じて学習する機会として、人材養成に当たり不可欠。
- 現在、実習施設指導者を養成する講習会はあるものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況。
- このため、一定の要件を満たす優良な実習施設を中心として、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図るとともに、実習施設間の連携を促進する。

【イメージ】



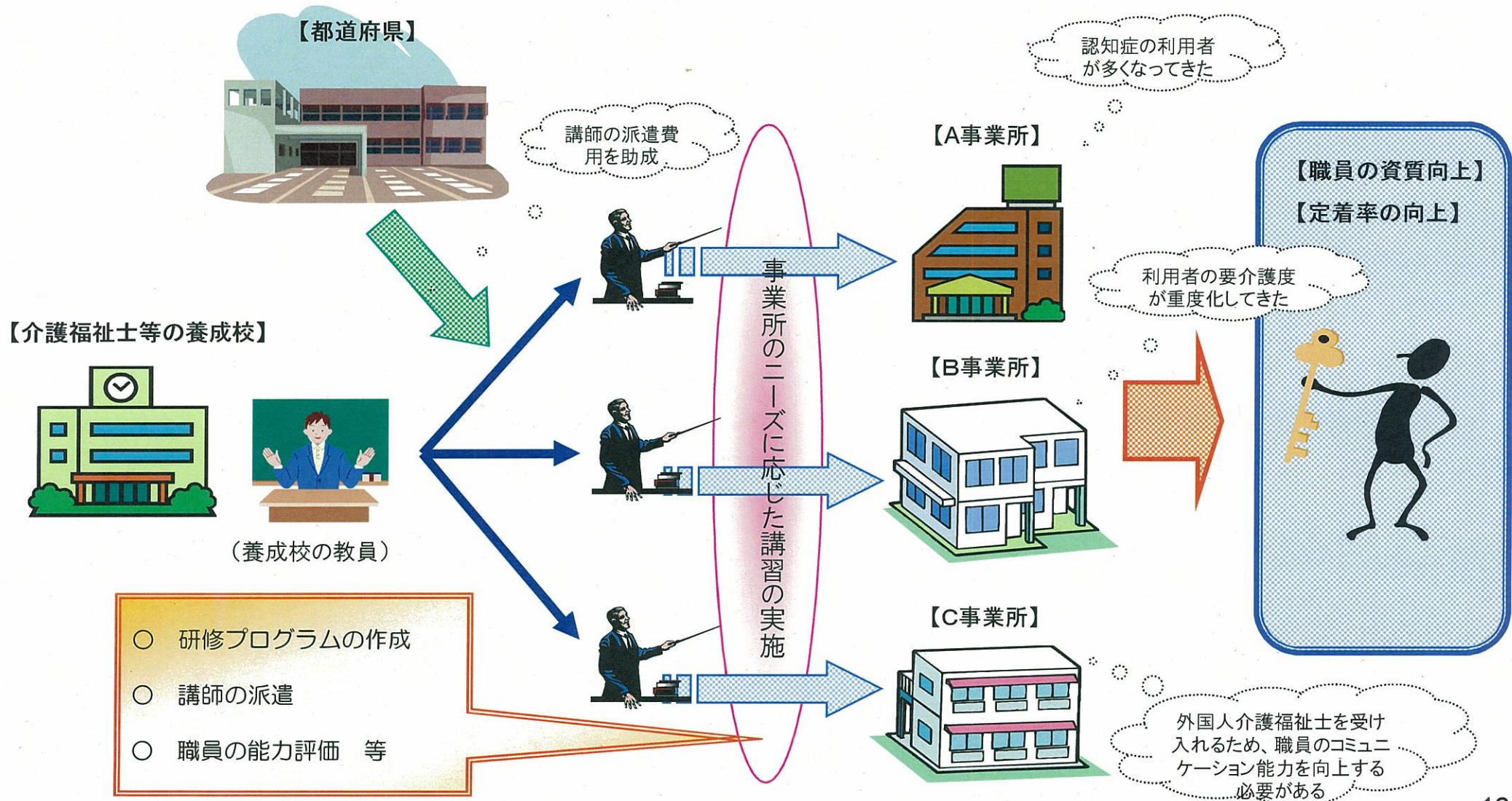
1. 福祉・介護人材マッチング支援事業(平成21年度補正予算)

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



2. キャリア形成訪問指導事業(平成21年度補正予算)

- 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



福祉人材確保重点対策事業の概要

○ 事業概要

◆ 福祉人材コーナーの設置

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野（介護・医療・保育）の
人材確保に向けてマッチング機能の強化を図る。

・各都道府県原則1箇所を設置。人材確保の困難な都市部等は複数設置。（54箇所）

<支援内容>

- ① 介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ② 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ③ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ④ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

◆ 非正規労働者等への福祉分野の職業情報提供等の体制整備

他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者等を対象とする非正規労働者就労支援センター
及び非正規労働者就労支援コーナー、安定就職コーナーを設置するハローワークにおいて、介護分
野へ関心を持つ求職者等に対する福祉分野の職業情報の提供、職業相談・職業紹介等を行うとともに、
必要に応じて「福祉人材コーナー」の利用勧奨を行う。

◆ 関係団体等とのネットワークの構築

都道府県労働局、福祉人材コーナーを設置するハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定
センター等関係団体等により構成されるネットワークを構築するとともに、求職者・求人者を対象に各
機関のノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等を開催。

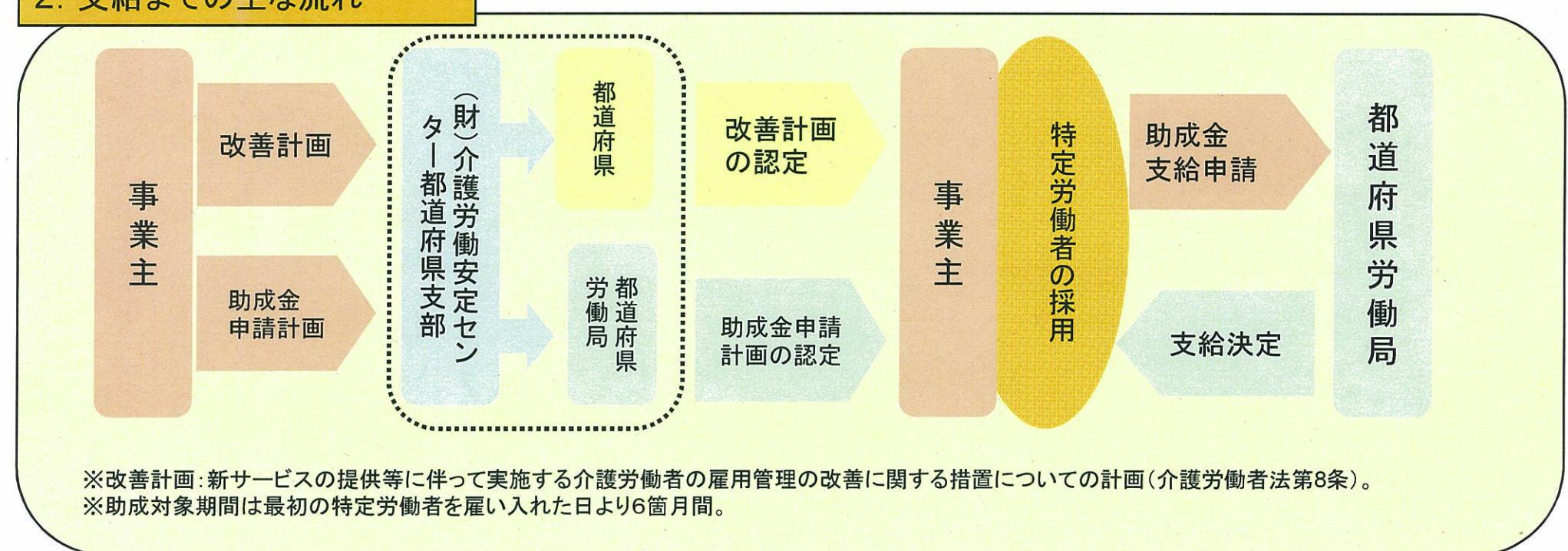
介護基盤人材確保等助成金

1. 概要

新サービスの提供に伴い、雇用管理改善に関する業務を担う人材として、特定労働者（※）を雇い入れた場合に、特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成（ただし、1事業主につき3人まで）。

（※）保健医療サービス又は福祉サービスの提供に関する実務経験が1年以上あり、かつ、社会福祉士、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員（1級）のいずれかの資格を有する者、又はサービス提供責任者としての実務経験が1年以上ある者

2. 支給までの主な流れ



※改善計画：新サービスの提供等に伴って実施する介護労働者の雇用管理の改善に関する措置についての計画（介護労働者法第8条）。
※助成対象期間は最初の特定労働者を雇い入れた日より6箇月間。

※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、最寄りの（財）介護労働安定センター都道府県支部又は都道府県労働局にお問い合わせください。

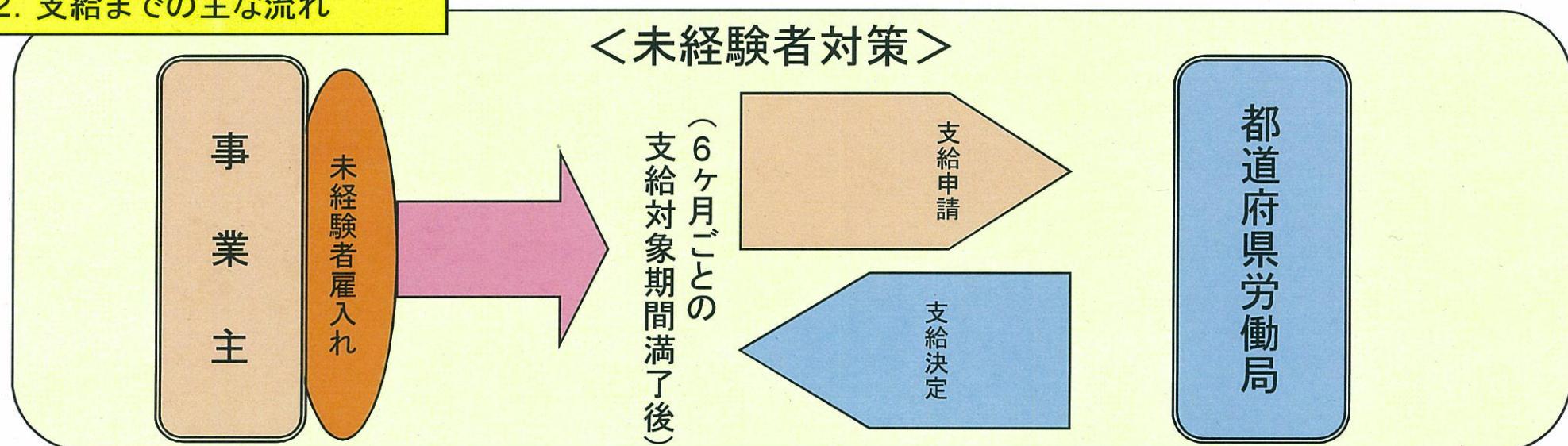
介護未経験者確保等助成金

1. 概要

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(ただし、短時間労働者を除く。)として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円まで助成。

また、介護業務未経験者のうち、いわゆる年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を雇い入れた場合は、通常の倍額を助成。

2. 支給までの主な流れ



※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

介護労働者設備等整備モデル奨励金

1. 概要

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に、所要経費の1／2を助成(上限250万円まで)。

2. 支給までの主な流れ

事業主

導入・運用計画
(3ヶ月以上1年以内)
の作成・申請

都道府県労働局

導入・運用計画の
認定

事業主

介護福祉機器の導入・運用等

奨励金
支給申請

支給決定

都道府県労働局

※導入・運用計画には、導入する介護福祉機器に関する内容を記載する他、「導入機器の使用の徹底を図るための研修の計画」、「導入機器のメンテナンスの計画」、「腰痛予防の講習に関する計画」、「導入効果を把握するための計画」等を記載します。
※導入効果については、一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は奨励金は支給されません。

※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

公共職業訓練(離職者訓練)の拡充

① 生活防衛緊急対策(平成20年12月)

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充

(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)

(平成21年度離職者訓練定員全体(当初予算)：約19万人 (※対20年度当初比 約4万人増))

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(**17,500人**)

- ・介護分野 **9,760人** (6か月及び2年訓練) (※介護福祉士養成コース、ホームヘルパー1級養成コース)
- ・IT関連 **5,240人** (6か月訓練) (※ JAVA等プログラミング資格取得)
- ・その他 **2,500人** (6か月訓練)

2. 3か月訓練定員の拡充(**17,500人**) (例:ホームヘルパー2級養成コース)

② 平成21年度補正予算

今後見込まれる失業者の増加に対応し、これらの者の就職の実現に向け、必要な離職者訓練を確保するため、離職者訓練の定員を更に拡充

(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に2.7万人分を増**) (予算額:約105億円)

→ 平成21年度離職者訓練定員数 当初予算:約19万人 → 補正予算後:約22万人

主に専修学校等を活用し、医療、福祉、農業分野等、今後の雇用の受け皿として期待できる分野を中心に委託訓練を実施。

1. 長期訓練(6ヶ月以上)(**18,500人**)

2. 短期訓練(3ヶ月程度)(**8,500人**)



★①②により拡充を図った結果、**平成21年離職者訓練計画数(補正予算後)：約22万人**

(予算額：約453億円) ※委託訓練についてのみ計上

介護労働者の能力開発について

(財)介護労働安定センターにおけるキャリア形成支援

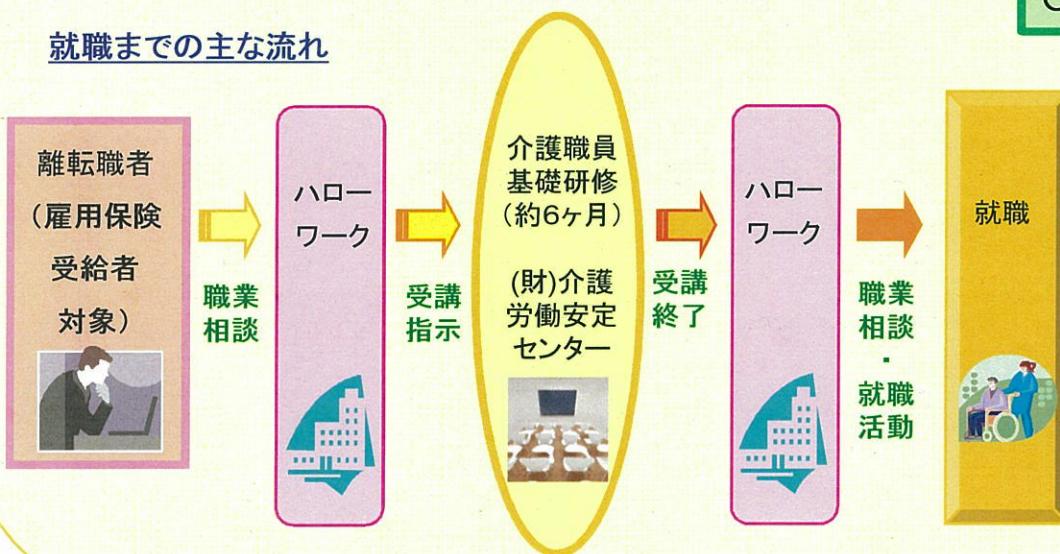
①介護職員基礎研修(500時間)の実施

- 目的：介護分野への就職を希望する離転職者に対し、介護に従事する者が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得させ、安定した就労を目指す。
- 対象者：離転職者 2,200人
(21年度計画数)

②研修コーディネート事業の実施(21年度新規)

- 目的：在職者の能力開発を推進するために、事業所における教育訓練実施に係る相談・情報提供機能の充実を図る。
- 概要：(財)介護労働安定センター全国47支部(所)の介護能力開発アドバイザーもしくはキャリアコンサルタントが訪問、来所、電話、メール等を通じて、相談・支援等を行う。
- 対象者：事業主、在職者

就職までの主な流れ



主な内容

- ・職業能力開発推進者の設置に向けての相談
- ・従業員のキャリアプラン作成支援
- ・施設内職業能力開発実施計画作成支援
- ・訓練実施のノウハウの提供
(カリキュラム・研修情報・国助成等)
- ・職業能力開発啓発セミナーの開催
- ・新介護実技無料講習 (試行：3支部)



(参考)介護労働安定センターの概要

介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とし、平成4年4月1日に設立。

同年7月1日に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護労働安定センターとして厚生労働大臣より指定。

平成20年度 介護分野訓練設定状況

○ 公共職業訓練(離職者訓練)

(単位:人)

受講者数	合計				
	施設内		委託		
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	
合計	131,800	40,102	74.5%	91,698	68.3%
介護系	10,595	1,799	84.5%	8,796	72.4%
雇用・能力開発機構	102,368	27,144	78.5%	75,224	69.5%
介護系	7,339	571	96.0%	6,768	75.0%
都道府県	29,432	12,958	66.0%	16,474	62.5%
介護系	3,256	1,228	78.5%	2,028	64.4%

○ 介護労働安定センター

(単位:人)

	受講者数	就職率
介護職員基礎研修(500時間コース)	2,043	84.9%

平成21年度 介護分野訓練設定状況

○ 公共職業訓練(離職者訓練)

(単位:人)

	合計	施設内訓練	委託訓練
全体	187,279	43,898	143,381
介護分野	24,717	868	23,849
雇用・能力開発機構	108,570	30,105	78,465
介護分野	9,774		9,774
うち介護福祉士養成コース	473		473
都道府県	78,709	13,793	64,916
介護分野	14,943	868	14,075
うち介護福祉士養成コース	2,859		2,859

○ 介護労働安定センター

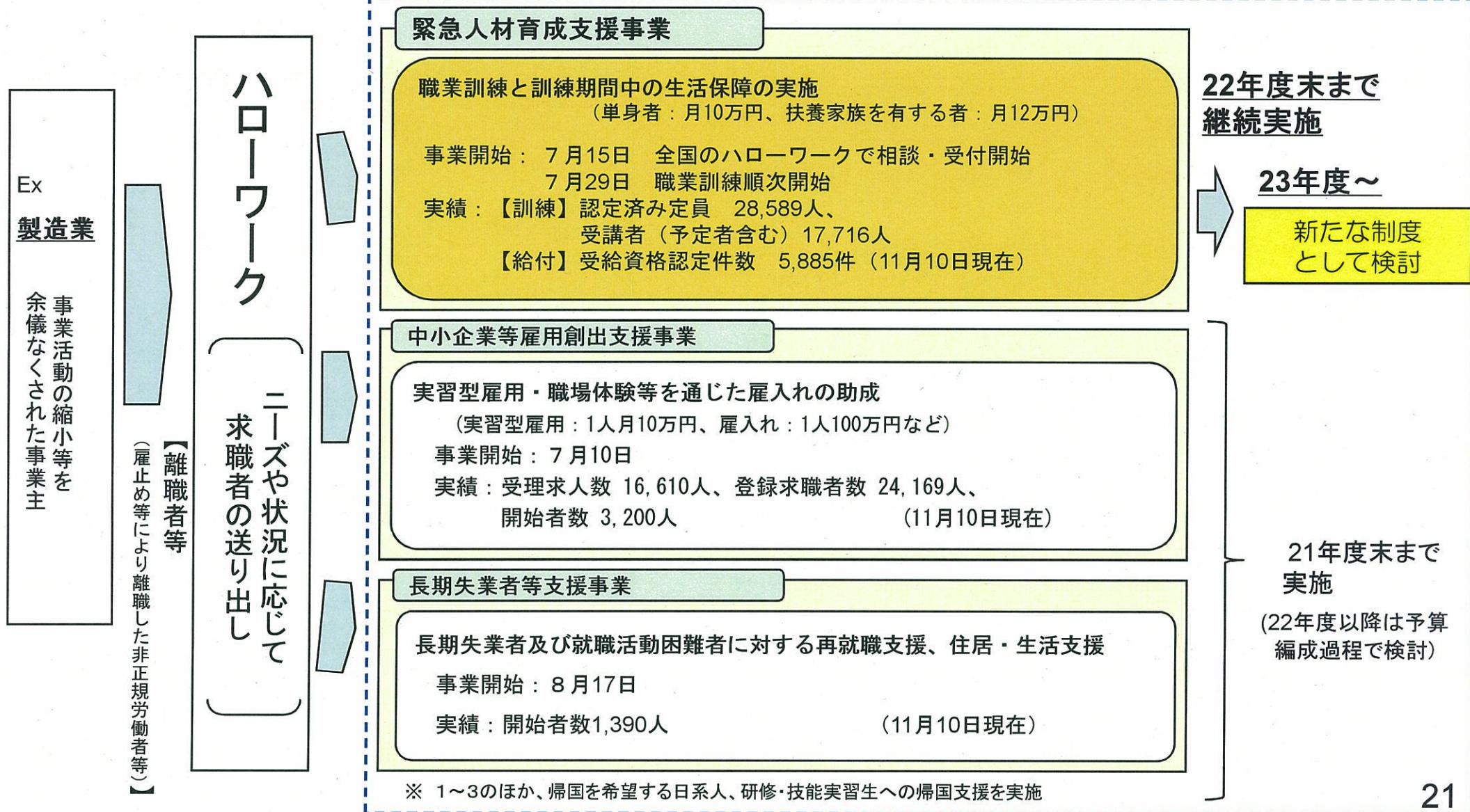
(単位:人)

介護職員基礎研修(500時間コース)	2,200
--------------------	-------

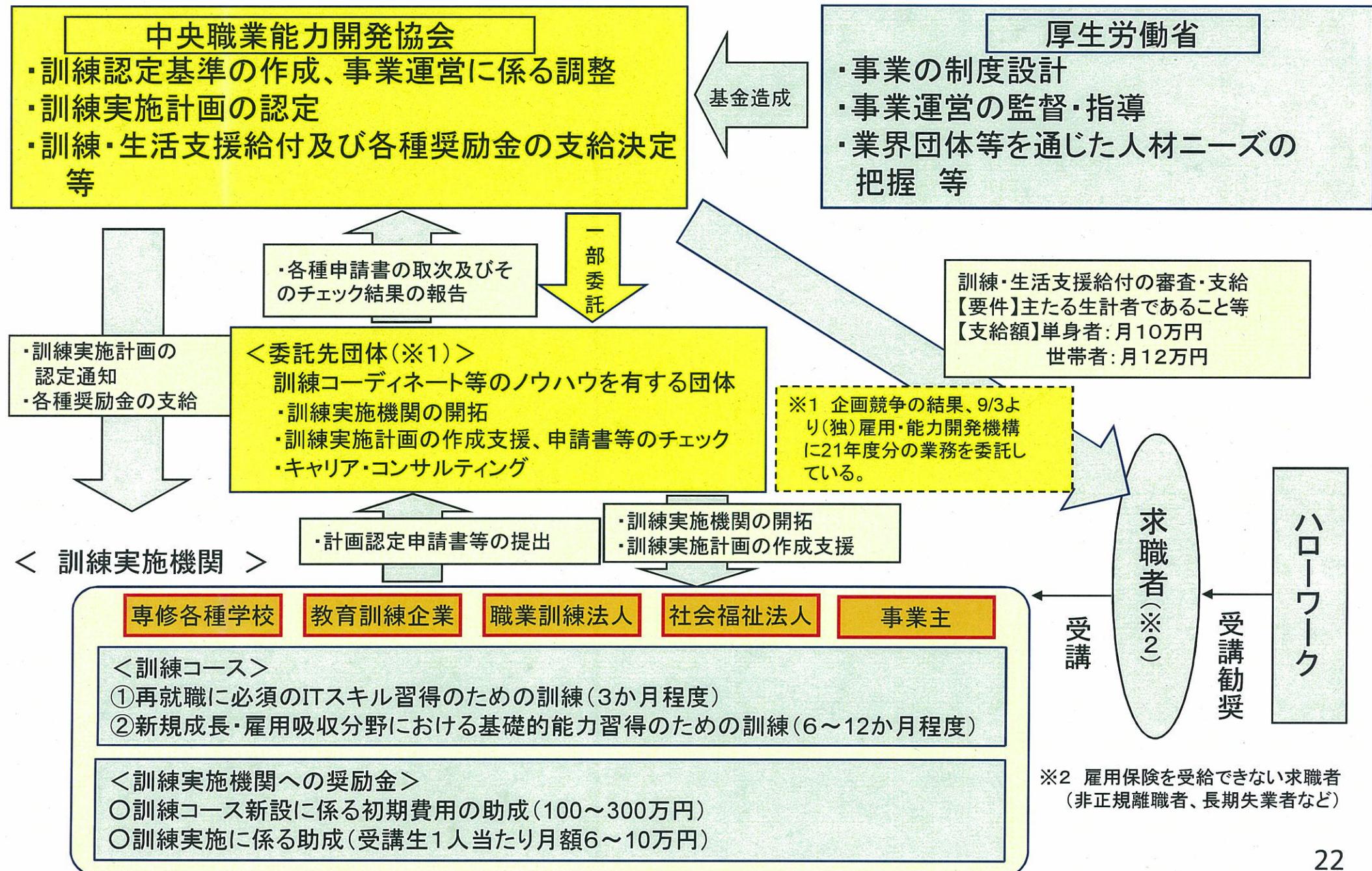
「緊急人材育成・就職支援基金」について

21年度補正予算額 7,000億円 → 返納見込額 3,533.5億円

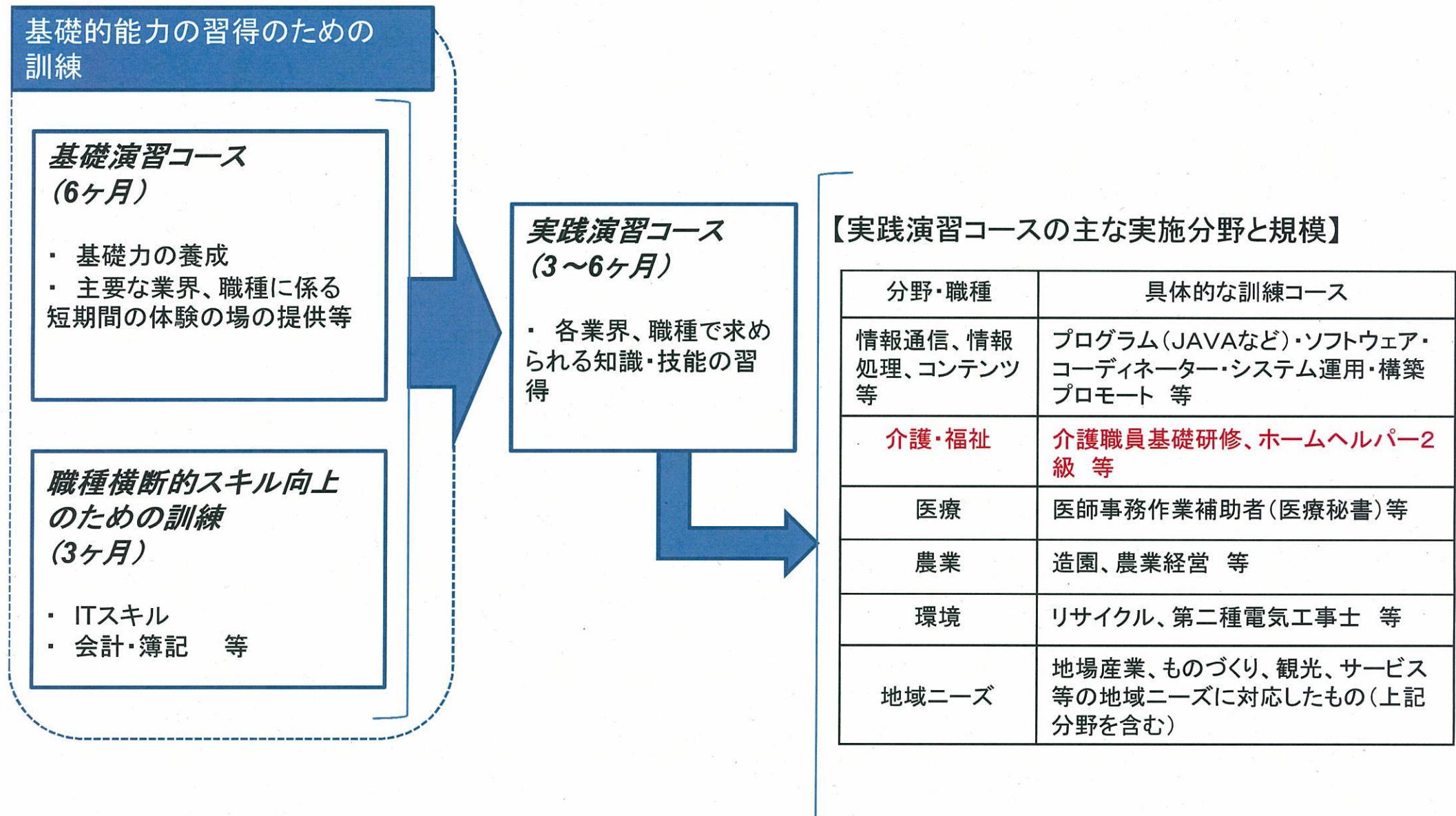
- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



緊急人材育成支援事業の概要



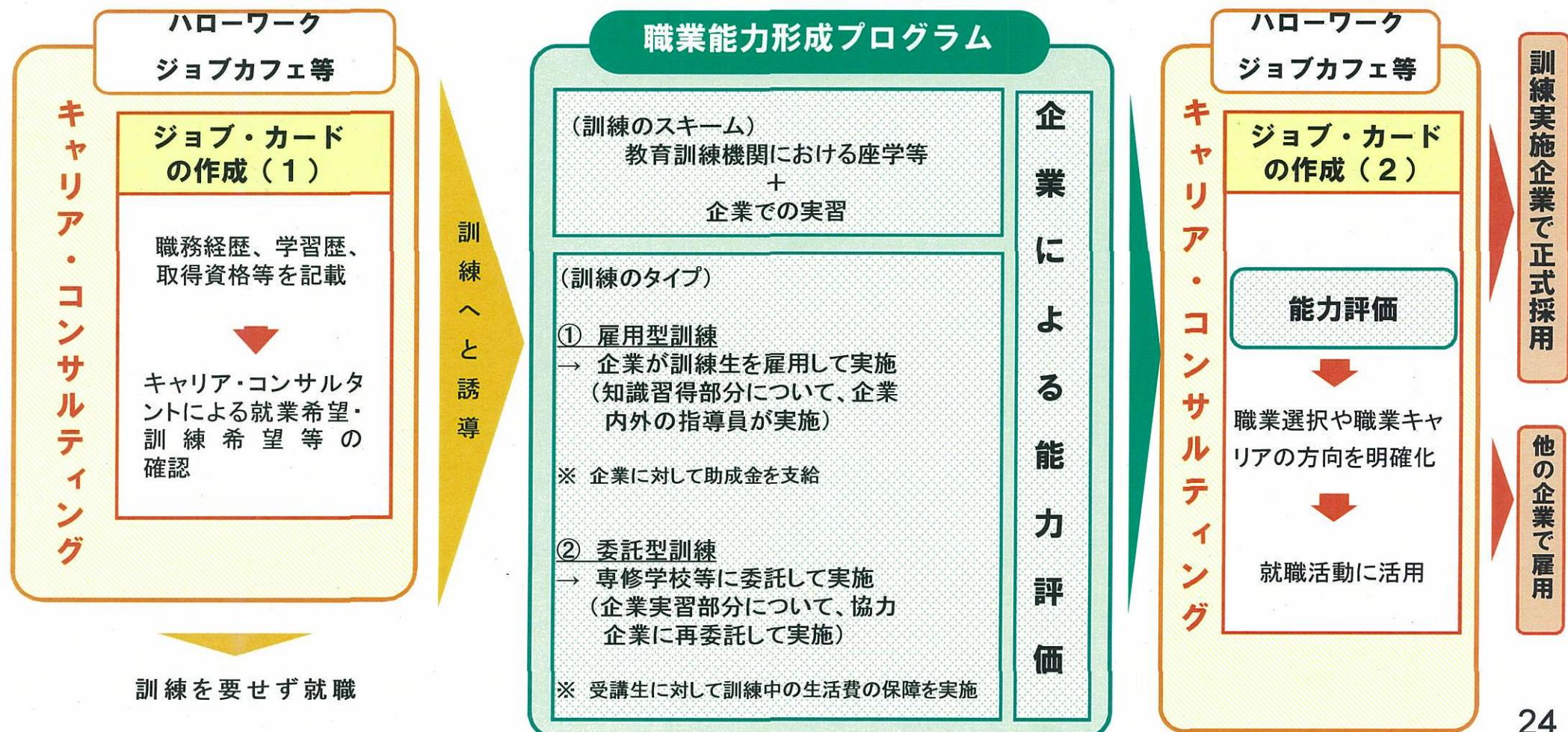
基金訓練の実施イメージ



ジョブ・カード制度の概要

創設の背景: 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、その能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に正社員になれなかったフリーター等については、能力を高めて正社員になりたくても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、これらの正社員経験の少ない方(職業能力形成機会に恵まれなかつた方)の能力を向上させ、正社員への移行を促進するために、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要: フリーター等の正社員経験の少ない方(職業能力形成機会に恵まれなかつた方)を対象に、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練、③企業からの評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、正社員への移行を促進。



介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようになるとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

(注) 雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材**約30万人**の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

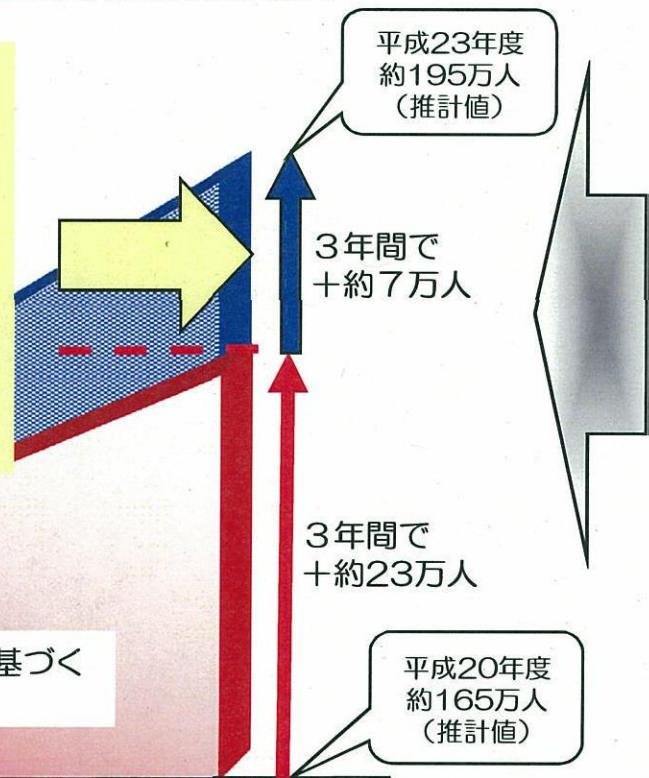
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



【介護職員等の待遇改善・養成】

①介護職員待遇改善交付金

介護職員の待遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる待遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

(注1) 「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

(注2) 雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護拠点等の緊急整備

(1)目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2)助成対象となる介護拠点

①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

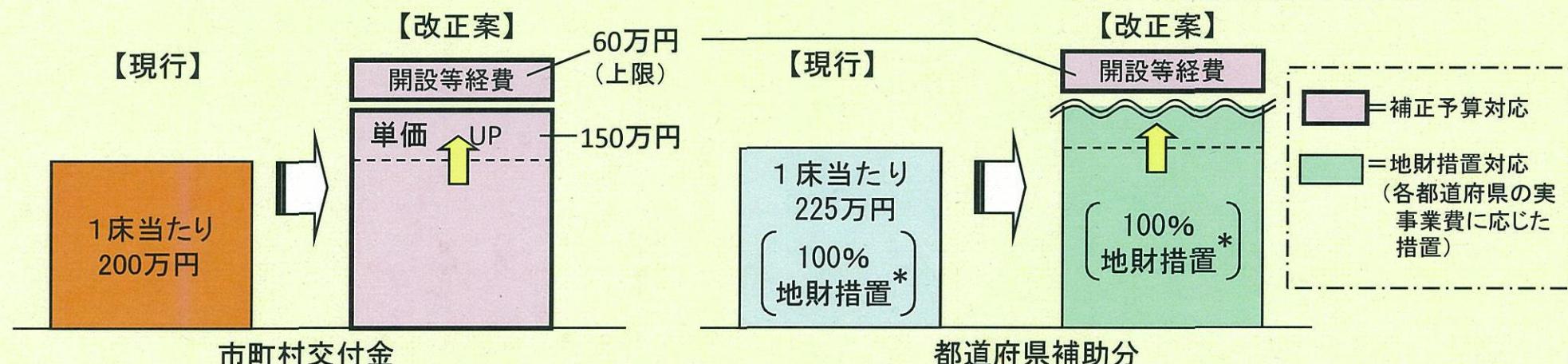
小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

(3)助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても実施。

(4)事業規模

合計約3,011億円(3年分)

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000m ² 以上	275m ² 以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1m ² あたりの単価)	スプリンクラー設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000m ² 以上 の平屋建て (17千円/m ²)	○	○	—
認知症高齢者グループホーム		○	○	—
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上のもの)		○	—	○
養護老人ホーム		○	—	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	275m ² ～1,000m ² 未満 (9千円/m ²)	○	—	○
小規模多機能型居宅介護事業所		—	—	○

事業規模

約283億円（3年分）

介護職員処遇改善交付金

(1)目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していくよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2)補助の概要

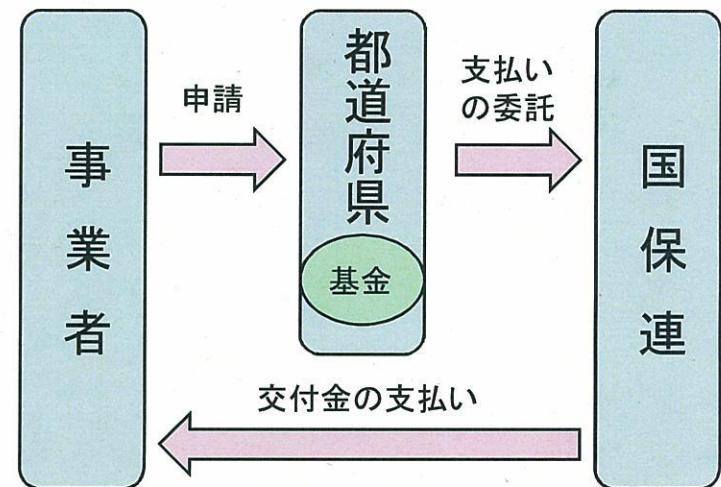
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3)交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象:以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア)各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ)22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : 介護報酬総額 × サービス毎に定める交付率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

執行のイメージ



- (4)事業規模 合計約3,975億円 〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額〉
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービスごとの交付率

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス	2.5%
・(介護予防)短期入所生活介護	1.5%
・介護保健施設サービス	1.1%
・介護療養施設サービス	0%
【助成対象外】	
・(介護予防)訪問看護	・(介護予防)訪問リハビリテーション
・居宅介護支援	・介護予防支援
・(介護予防)福祉用具貸与	・(介護予防)居宅療養管理指導

※ 当該サービスの交付率 =
$$\frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計)} \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$$

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要となる事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)